（重要な会計方針）
1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用しています。
なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金及び補正予算で措置された運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、役員会で承認された一部のプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しています。
2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しています。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～54年
構築物	10～50年
機械装置	10～15年
工具器具備品	5～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。
なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数により、特定の研究のために受託研究等収入によって取得した固定資産については研究期間に基づいています。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。
3．ＰＣＢ廃棄物に係る引当金（環境対策引当金）及び見積額の計上基準
⑴　運営費交付金により財源措置されない当法人が保有するＰＣＢ廃棄物の処理費用の支出に充てるため、将来の支払見込額を計上しています。
⑵　運営費交付金により財源措置される当法人が保有するＰＣＢ廃棄物の処理費用は、引当金を計上していません。
4．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
⑴　当法人が運営費交付金により支払うことと特定していない教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
⑵　当法人が運営費交付金により支払うことと特定した役員及び教職員に対して支給する賞与については、引当金を計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。
5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
⑴　運営費交付金により財源措置されない教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
⑵　運営費交付金により財源措置される役員及び教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金の当事業年度増加額に基づいて計上しています。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
⑵　その他有価証券
期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。
8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは△0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年4月14日付け28文科高第63号）に基づき、0％で計算しています。
10．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。
⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　63,461千円
⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　114,480千円
11．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。
12．財務諸表の表示単位
財務諸表については、利益の処分に関する書類を除き、千円未満切捨てにより表示しています。
（追加情報）
当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年2月1日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　平成28年4月21日最終改訂）を適用しています。
（表示方法の変更）
該当事項はありません。
（重要な債務負担行為）
該当事項はありません。
（重要な後発事象）
該当事項はありません。
（貸借対照表関係）
1．固定負債に計上した「その他」は、平成57年8月31日まで低廉賃貸することを条件として贈与（負担付贈与）を受けた施設について、賃貸契約が当該契約期間の途中で終了した場合に当法人が負う当事業年度末時点の償還義務（事業者への支払義務）相当額です。